

議案第13号

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2月15日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例
川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例（昭和46年川崎市条例第14号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

知的障害者福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。